

介護保険

介護保険に加入する人(被保険者)

介護保険課介護保険料係……………☎3578-2891～7
FAX3578-2884

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40～64歳で医療保険に加入している人
サービスを利用できる人	介護や支援が必要であると認定された人(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問いません)	特定疾病※により介護や支援が必要であると認定された人

※がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)、進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

保険料(介護保険)

介護保険課介護保険料係……………☎3578-2891～7
FAX3578-2884

▶ 第1号被保険者の保険料

65歳以上の方の保険料は、区で定め、所得に応じて19段階に分かれています。

◎ 納付方法

- 年額18万円以上の老齢年金・遺族年金・障害年金等を受けている人は、年金から天引きされます。
- それ以外の方は、口座振替や納付書等で、区に納めていただきます。

▶ 保険料の軽減・減免制度

収入が少なく、生活が困窮こんきゆうしている人の保険料を軽減する制度や、災害、病気、失業等で生活が一時的に苦しくなり、保険料を納められなくなった人に保険料を減額または免除する制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

要介護・要支援認定

介護保険課介護認定係……………☎3578-2885～90
FAX3578-2884

▶ 要介護・要支援認定申請

介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要であること」について、区の認定が必要になります。介護が必要になったら、申請の手続きをしてください。

認定申請書は各総合支所や高齢者相談センターにあります。また、港区ホームページからもダウンロードできます。

◎ 申請窓口

各総合支所区民課保健福祉係 ☎P.24・25参照
各高齢者相談センター ☎P.148参照
介護保険課介護認定係 ☎3578-2885～90

なお、申請は本人や家族の他、居宅介護支援事業者や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

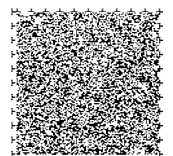
▶ 要介護認定

要介護認定は、介護サービスの利用の公平を図るためのもので、全国共通の基準で行われます。

区に要介護認定の申請をすると、ご本人の心身の状態を調べるため、認定調査員がご本人を訪問して調査を行い、併せて、申請者の主治医に、医師の立場から心身の状況を記載する意見書の作成を依頼します。

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」において、介護の必要性の有無および介護の必要な度合い(要支援1～2・要介護1～5)を審査判定します。

要介護認定の結果は、原則として申請から30日以内に、区から本人へ通知します。



▶ 介護サービスの種類

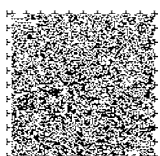
(*) は介護予防を含みます。

在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事介助等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。
	訪問入浴介護(*)	居宅に浴室がない場合や、施設の利用が困難な場合等に看護師等が入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
	訪問看護(*)	看護師等が居宅を訪問し、療養上のケアや診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション(*)	理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導(*)	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理、指導を行います。
	通所介護(デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上のケアや生活機能向上のための機能訓練を日帰りで行います。
	通所リハビリテーション (デイケア)(*)	介護老人保健施設や医療機関等で、リハビリテーションを日帰りで行います。
	短期入所生活介護(*) (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上のケアや機能訓練を行います(原則として医療的処置は行いません)。
	短期入所療養介護(*) (ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所し、必要な医療的処置および、日常生活上のケアや機能訓練を行います。
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)(*)	有料老人ホーム等で日常生活上のケアや介護等を行います。
	福祉用具貸与(*)	車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸与(レンタル)を行います。
	特定福祉用具購入費の支給(*)	1年間に10万円を上限に、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具を指定事業者から購入した時に利用者負担額を差し引いた金額を支給します。
	住宅改修費の支給(*)	20万円を上限に手すりの取り付けや段差解消等、介護に必要な住宅改修を行ったときに利用者負担額を差し引いた金額を支給します。工事前に申請が必要です(住民登録をしている住所での改修工事に限ります)。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24時間体制で、ホームヘルパーや看護師等が居宅を訪問し、介護や看護を行います。
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や日常生活上のケアを行います。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の通所介護施設で、日常生活上のケアや機能訓練を日帰りで行います。
	認知症対応型通所介護(*) (認知症デイサービス)	定員が12人以下の通所介護施設で、認知症の人を対象に日常生活上のケアや機能訓練を日帰りで行います。
	小規模多機能型居宅介護(*)	通所を中心に、本人の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)(*)	認知症の人が、家庭的な環境で共同生活するグループホームで、介護や日常生活上のケアを行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	本人の状態に応じて、通所・宿泊・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の有料老人ホーム等で、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の介護老人福祉施設で、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所します。
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所します。
	介護老人保健施設(老人保健施設)	医師の指示のもとで、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します。
	介護医療院	長期にわたり、療養が必要な人が入所します。

いきいきとすこす



介護保険



特別養護老人ホーム

高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420
FAX3578-2419

寝たきりや認知症等により、常時介護が必要で在宅生活が困難な人に、入浴、食事その他の日常生活の世話、健康管理等を行います。要介護度、介護者の状況等を勘案して区が作成した入所基準に基づき、入所の必要性が高い入所申込者から優先的に入所していただきます。

※利用者負担があります。

→「施設・ダイヤルガイド」(P.147)を参照

デイサービス

高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420
FAX3578-2419

高齢者在宅サービスセンター

介護保険で要介護認定を受けた要支援1・2、要介護1～5の人および地域包括支援センターでチェックリストにより事業対象者となった人に高齢者在宅サービスセンターで入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話を日帰りで行います。詳しくは、各高齢者在宅サービスセンターへ直接お問い合わせください。

※利用者負担があります。

→「施設・ダイヤルガイド」(P.147・148)を参照

ショートステイ

高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420
FAX3578-2419

特別養護老人ホーム

介護保険で要介護認定を受けた要支援1・2、要介護1～5の人に特別養護老人ホームで短期間、入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話をを行います。詳しくは、各特別養護老人ホームへ直接お問い合わせください。

※利用者負担があります。

→「施設・ダイヤルガイド」(P.147)を参照

認知症高齢者グループホーム

高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420
FAX3578-2419

認知症の高齢者が、家庭的な環境で共同生活しながら、介護や日常生活上の世話が受けられます。詳しくは、各グループホームへ直接お問い合わせください。

→「施設・ダイヤルガイド」(P.148)を参照

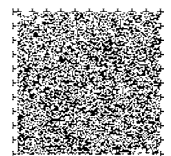
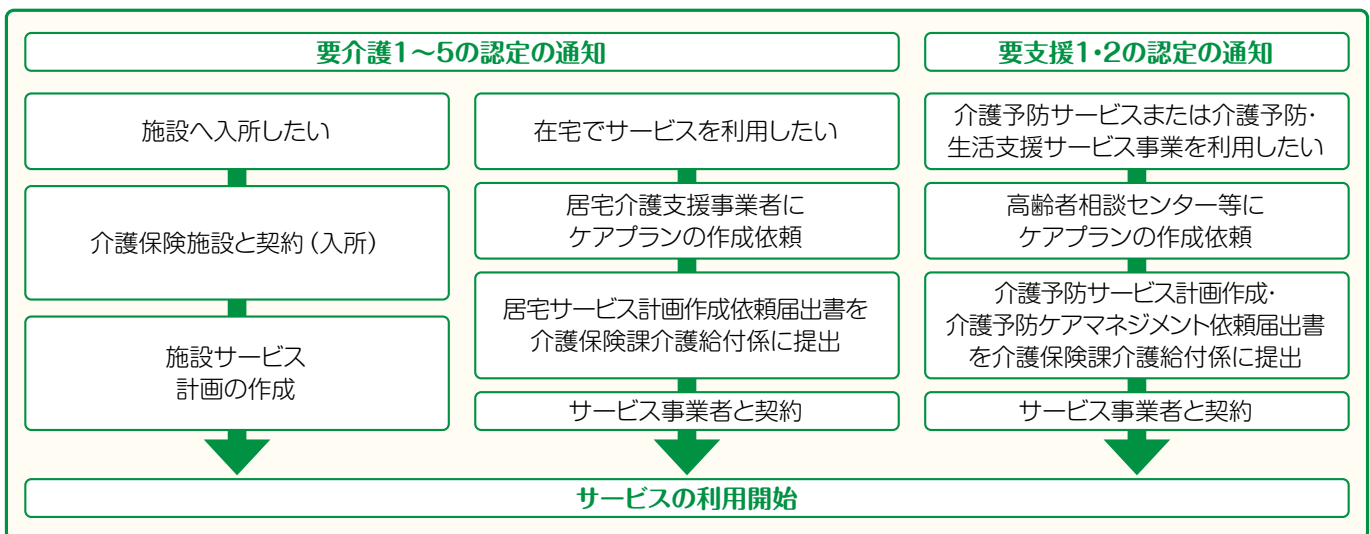
介護保険サービスを利用するには

介護保険課介護給付係 ☎3578-2876～80
FAX3578-2884

要支援認定(要支援1と要支援2)を受けた人は、状態の維持や改善を目的とした介護保険の介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、高齢者相談センター等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。お住まいの地域にある高齢者相談センター等にご相談ください。

要介護認定(要介護1～5)を受けた人は、介護保険サービスを利用することができます。介護保険サービスを利用するには、居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)に居宅サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。居宅介護支援事業者または高齢者相談センターにご相談ください。

▶ サービス利用開始までの手続き



高額介護(介護予防)サービス費の支給

介護保険課介護給付係…………… ☎3578-2876~80
FAX3578-2884

介護保険で、1カ月に利用したサービスの自己負担額が限度額を超えた場合、その差額分が高額介護サービス費として支給されます。該当の人には、介護保険課介護給付係から「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」をお送りします。

▶ 1カ月当たりの自己負担の世帯上限額

所得区分	負担の上限額(月額)
住民税課税世帯(現役並み所得者) ●課税所得690万円(年収約1160万円)以上の65歳以上の人がいる世帯	14万100円(世帯)
住民税課税世帯(現役並み所得者) ●課税所得380万円(年収約770万円)以上で課税所得690万円(年収約1160万円)未満の65歳以上の人がいる世帯	9万3000円(世帯)
住民税課税世帯(現役並み所得者) ●課税所得145万円(年収約383万円)以上で課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の人がいる世帯	4万4400円(世帯)

一般世帯(世帯のどなたかが住民税を課税されている人)	4万4400円(世帯)
●住民税非課税世帯 ●①、②以外の人	2万4600円(世帯)
①年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ②老齢福祉年金の受給者	1万5000円(個人)
●生活保護の受給者	1万5000円(個人)

※現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人です。

※特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費は含みません。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険課介護給付係…………… ☎3578-2876~80
FAX3578-2884

→高額介護合算療養費(P.45)を参照

※期間中に引っ越しをされた人等は「自己負担額証明書」が必要になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

食費・居住費(滞在費)の軽減

介護保険課介護給付係…………… ☎3578-2876~80
FAX3578-2884

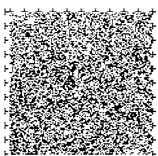
介護保険施設(ショートステイを含む)に入所したときの食費および居住費(滞在費)の負担が軽減されます(介護保険課介護給付係への申請が必要です)。対象となる人(要件)は、次の表のとおりです。

利用者負担段階	居住費(月額)				食費(月額)	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ●生活保護受給者等 ●世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階 ●世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階① ●世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1370円	1370円	1370円 (880円)	430円	650円	1000円
第3段階② ●世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1370円	1370円	1370円 (880円)	430円	1360円	1300円

※()内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室居住費(滞在費)の額です。

※住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合は、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。

※有効期限の開始日は、申請があった月の初日からとなりますので、それ以前にご利用になったサービスは対象とはなりません。



利用者負担額の軽減・助成

介護保険課介護給付係…………… ☎3578-2876~80
FAX3578-2884

▶ ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成

助成を受けるためには、対象者であることを認定してもらおう手続き(助成認定申請)が必要です。

対象となる人	<p>次の全ての条件を満たす要介護・要支援認定を受けている人</p> <p>(1)生活保護等を受けていないこと</p> <p>(2)世帯全員が住民税非課税であること</p> <p>(3)世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること</p> <p>(4)お住まい以外に別荘やマンション等の資産を所有していないこと</p> <p>(5)住民税が課税されている人の被扶養者でないこと</p> <p>(6)世帯全員が介護保険料を滞納していないこと</p>
助成内容	<p>訪問介護 訪問型サービス 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>※利用者負担額(10%)のうち、7%を助成します。 ※本人が最初に10%を事業所に支払い、後日7%分を区が助成します。</p>

▶ 利用者負担額の助成

助成を受けるためには、対象者であることを認定してもらおう手続き(助成認定申請)が必要です。

対象となる人	<p>次の全ての条件を満たす要介護・要支援認定を受けている人</p> <p>(1)生活保護等を受けていないこと</p> <p>(2)世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税年収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えること</p> <p>(3)世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること</p> <p>(4)お住まい以外に別荘やマンション等の資産を所有していないこと</p> <p>(5)住民税が課税されている人の被扶養者でないこと</p> <p>(6)世帯全員が介護保険料を滞納していないこと</p>
助成内容	<p>同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が1万5000円を超え、2万4600円以下の部分について、利用者負担額の2分の1を助成します(最高4800円/月)。</p>

※ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成を申請した人で要件を満たす場合は、自動適用になります。

▶ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生計が困難な人に対し、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。ご利用の事業所が、制度を実施している場合に限ります。

対象となる人	<p>要介護・要支援認定を受けている人のうち、特に生計が困難な人</p> <p>※申請を希望する人は、事前にご相談ください。ただし、要件により軽減されないこともあります。</p>
助成内容	<p>介護費・食費・居住費等の利用者負担のうち、4分の1を軽減します。ただし、要件により介護費が軽減されない場合があります。</p>

▶ 利用者負担額の減額・免除

世帯の生計中心者が災害や失業、死亡等の理由で収入が減少し、利用者負担金の支払いが一時的に困難になった場合、利用者負担金を減額または免除します。

期間は原則3カ月以内です。

高齢者 総合相談

高齢者相談センター (地域包括支援センター)

高齢者支援課高齢者相談支援係…………… ☎3578-2407~11・13
FAX3578-2419

地域の高齢者やその家族の総合相談窓口として主に次のような事業を行います。

▶ さまざまな問題への相談(総合相談)

介護保険制度や区のサービスの説明、受け付けを行います。

▶ 介護予防の取り組み (介護予防ケアマネジメント)

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成等を行います。

▶ 高齢者の権利(権利擁護)

振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。また、認知症等により、判断能力が低下している人の支援を行います。

▶ 暮らしやすい地域 (包括的・継続的ケアマネジメント)

地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。

